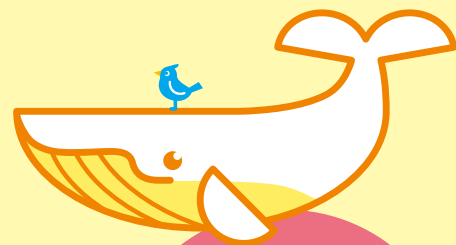




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

春号

Press

Vol.3

2013年3月発行

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

特集

成年後見制度利用支援事業

～アンケート調査から

見えてきた運用実態と課題～



ホットちゃん

エールくん



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

第1 報酬助成に関するアンケート

はじめに

成年後見制度利用支援事業（含／市町村長申立・市民後見人） アンケート調査から 見えてきた運用実態と課題

12年前に施行された新しい成年後

見制度は、施行当初、財産管理が中心の制度であるから、財産の少ない人が利用する可能性は低いと言われていた。しかしながら、同時にスタートした介護保険制度のもとでは、福祉サービスを受けるためにはまず契約をしなければなりません。そして、福祉サービスを受ける必要があるのは、財産のある人もない人も同じです。このため、開始の審判の申立費用や報酬を負担できない経済的困窮者のために、司法書士等の専門職が、無報酬や持ち出しもやむを得ずという覚悟で後見人等に就任する事案も少なからずありました。経済的困窮者のための制度とし

て成年後見制度利用支援事業の報酬助成制度がありますが、自治体による運用の違いが大きいとの指摘もなされております。そこで、当法人制度改善検討委員会では、この制度の普及を図るためには自治体の運用状況を把握する必要がありと考え、平成24年5月末日を期限として全国の自治体に対してアンケート調査を実施しました。

アンケート回答率

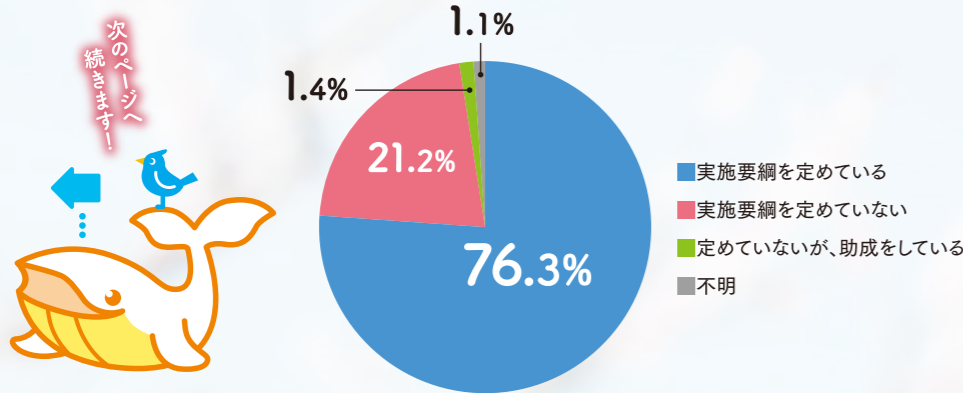
以下に、報酬助成を中心とした結果を公表します（グラフ参照）。回答の際記入いただいた多数のコメントの分析等詳細な結果については、後日別の方法で公表したいと思います。なお、自治体によっては複数の担

当課からの回答がありましたので自治体の数以上の回答数となりましたが、回答をした自治体の数は848となります。全国の自治体数は1742ですが、今回のアンケート調査では、先に同じテーマでアンケート調査を行っていた当法人の5支部（札幌、埼玉、ながの、滋賀、高知）に属する自治体と、宮城、ふくしま、岩手、茨城、鳥取の5支部に属する自治体については実施しておりませんので、実際に調査を行った自治体数は1298となります。したがって、回答率は65.3%となり、アンケートとしては異例の高回答率となりました。また、それぞれの質問については、質問1以外は複数の回答をいただいているため、グラフ化の際はその質問の回答総数を分母としています。

① 実施要綱について

実施要綱を定めている自治体は76.3%で、一方、実施要綱は定めていないが助成をしている自治体が1.4%ありました。

1. 成年後見人等への報酬助成についての実施要項を定めていますか？

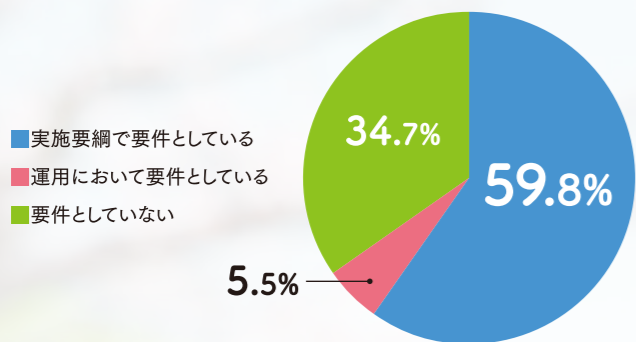


② 報酬助成の要件について

(1) 市町村長申立を報酬助成の要件にしているかについて
実施要綱において要件としている自治体が59.8%（回答自治体中、以下同じ）と、運用において要件としている自治体の5.5%の割合とすると65.3%となり、要件としていないのは34.7%でした。

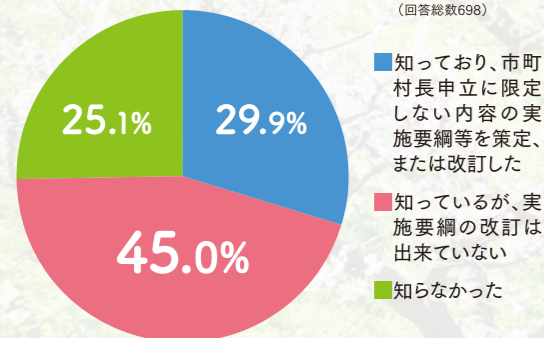
2. 報酬助成の要件についてお聞きます。

(1) 市町村長申立を報酬助成の要件としていますか？
(回答総数677: 報酬助成をしている自治体のみ回答、以下(2)～(5)も同じ)



2. 報酬助成の要件についてお聞きます。

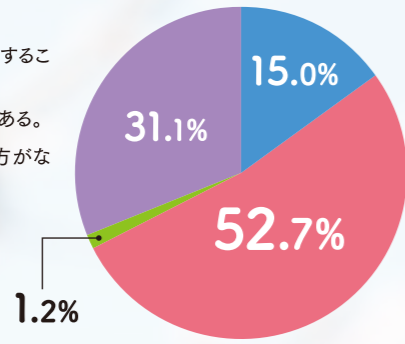
(2) 平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡をご存知ですか？
(回答総数698)



(2) 成年後見制度利用支援事業の対象者を市町村長申立に限定しない」とした平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課の事務連絡について
事務連絡を知っており、市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、または改訂したと回答した自治体は29.9%あり、知っているが改定等はできていない自治体は45.0%ありました。さらに、知らなかった自治体は25.1%ありました。

3. 経済的困窮者の成年後見制度の利用についての様子をお考えですか？
(分母は回答総数、以下同じ)

- 困窮者は、成年後見制度を利用することは難しいと思う
- 国がすべて費用を負担すべきである。
- 後見人が無報酬でやるしか仕方がないと思う
- 其他のお考えがある

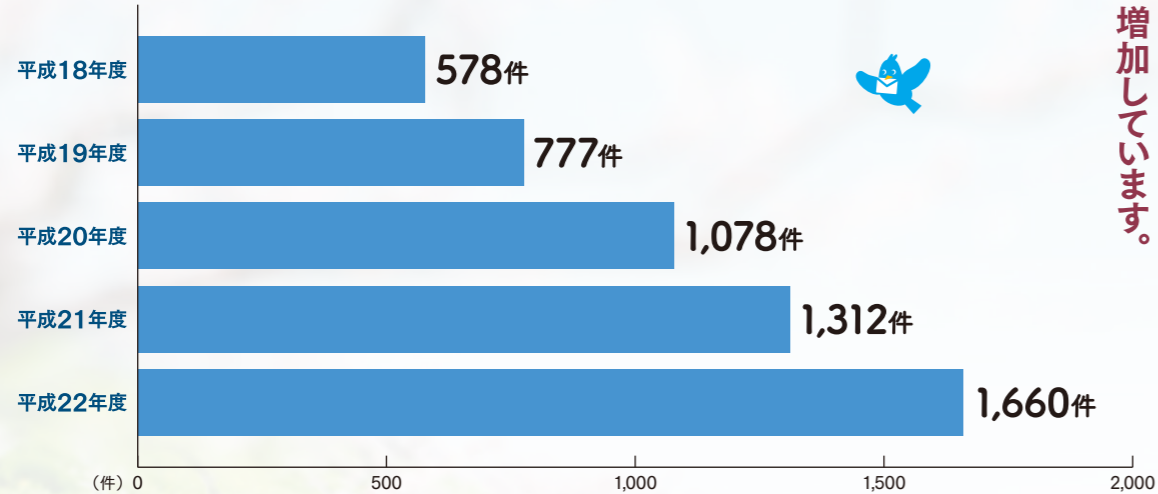


③ 経済的困窮者の成年後見制度の利用について
(回答総数を母数とする。以下同じ)

経済的困窮者は利用が難しいとしている自治体は15.0%、国がすべて費用を負担すべきとしているのが52.7%、後見人が無報酬でやるしかないとしているのが1.2%でした。ただその他の考えがあるとの回答が31.1%あり、その分析が必要と考えます。

第2 市町村長申立に関するアンケート

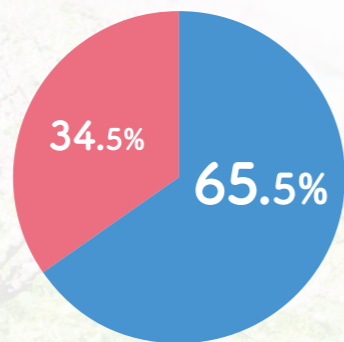
1. 御庁における、この5年間の市町村長申立の件数を教えてください。



① 平成22年度の申立件数は、平成18年度の約3倍近くに増加しています。

2. 市町村長申立に当たり(1)親族の調査は何親等までしていますか？

- 2親等まで
- 4親等まで



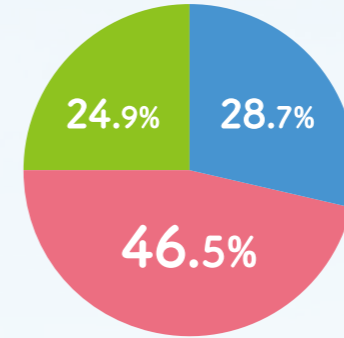
② 親族の調査は、2親等までが65.5%、4親等までが34.5%です。

第1 報酬助成に関するアンケート

2. 報酬助成の要件についてお聞きします。

(3)平成20年10月24日付厚生労働省労働局計画課長の事務連絡をご存知ですか？(回答総数712)

- 知っており、市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、または改訂した
- 知っているが、実施要綱の改訂は出来ていない
- 知らなかった



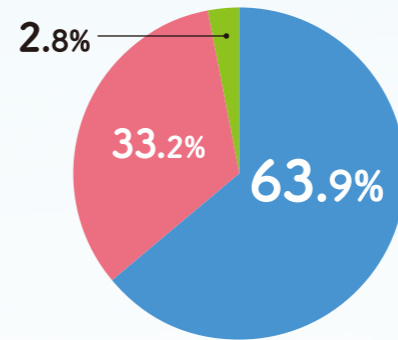
② 報酬助成の要件について
(回答は報酬助成をしている自治体に限定)

(3)「成年後見制度利用支援事業(申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業)の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。」とした平成20年10月24日付厚生労働省労働局計画課長の事務連絡について、事務連絡を知っており、市町村長申立に限定しない内容の実施要綱等を策定、または改訂した自治体は28.7%で、知っているが改定等はできていない自治体は46.5%、さらに、知らなかった自治体は24.9%でした。

2. 報酬助成の要件についてお聞きします。

(4)生活保護法上の被保護者であることを報酬助成の要件としていますか？
(回答総数673)

- 実施要綱で要件としている
- 要件としていない
- 運用において要件としている

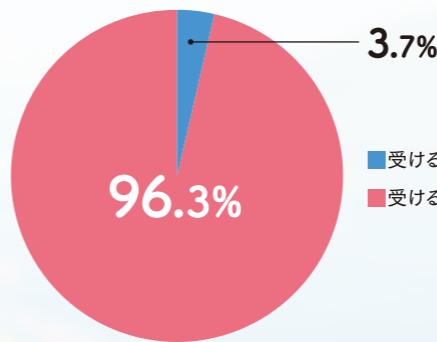


(4) 生活保護法上の被保護者であることを要件としているかについて
実施要綱において要件としているのが63.9%で、運用において要件としているのが2.8%あり、合わせて66.8%(端数処理により66.7%とはなりません。)でした。要件としていないのは、33.2%でした。

2. 報酬助成の要件についてお聞きします。

(5)生活保護法上の被保護者でなくても、報酬助成を受けることができますか？(回答総数648)

- 受けることができない
- 受けることができる

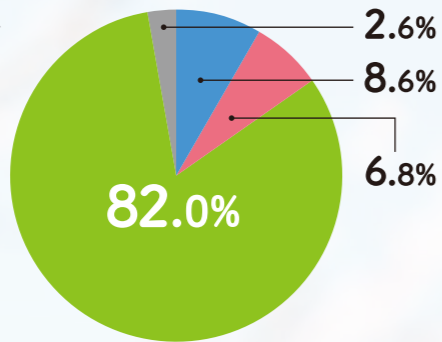


(5) 生活保護法上の被保護者でなくても報酬助成を受けることができるかについて
生活保護法上の被保護者でなくとも、96.3%が受けることができるとしており、「準ずる者」規定などを設けているものと思われます。

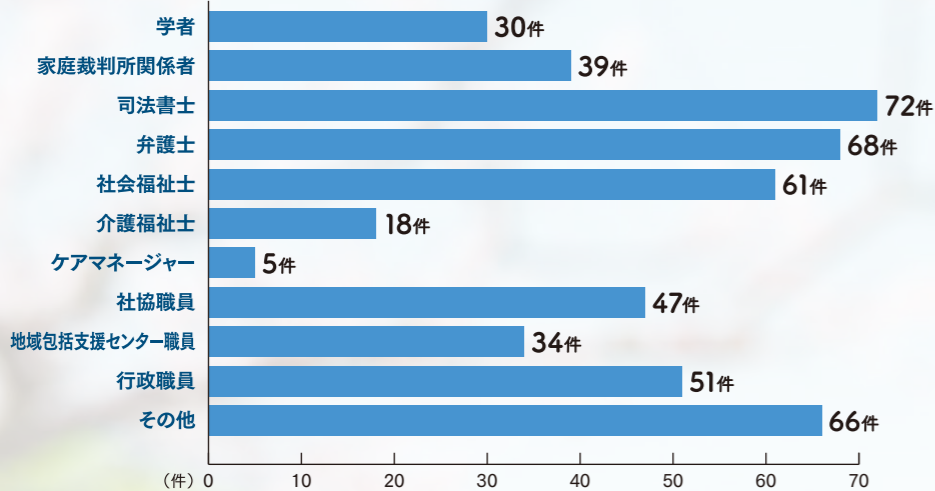
第3 市民後見人に関するアンケート

1. 市民後見人の研修による養成事業を実施していますか？または実施する予定はありますか？

- 予定がある
- すでに養成している
- いいえ
- 不明



2. 市民後見人の研修による養成事業を実施していますか？または実施する予定はありますか？講師は誰に依頼していますか？また依頼する予定ですか？(複数回答)



市民後見人養成事業を実施または実施予定の自治体は合わせて回答自治体数の15.4%、その中でも市民後見人が活動した実績があるのは3.3%で、延べ人数にして96人でした。

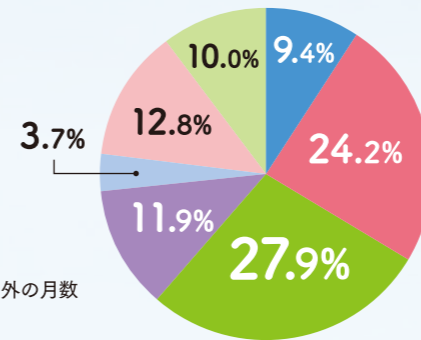
実施または実施予定自治体における講師の依頼予定先は、司法書士72自治体、弁護士68自治体、社会福祉士61自治体、行政職員51自治体、社協職員47自治体となっています。

市民後見人養成事業を実施する予定のない自治体が、アンケートの実施時点では82.0%ありました。

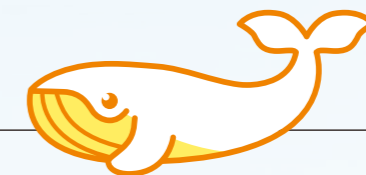
第2 市町村長申立に関するアンケート

2. 市町村長申立てに当たり(2)対象者に対して、市町村長申立ての必要性を認識し始めてから、家庭裁判所に対して審判申立てをするまでに、通常、どれくらいの日数を要していますか？

- 1ヶ月
- 2ヶ月
- 3ヶ月
- 4ヶ月
- 5ヶ月
- 6ヶ月
- 上記以外の月数

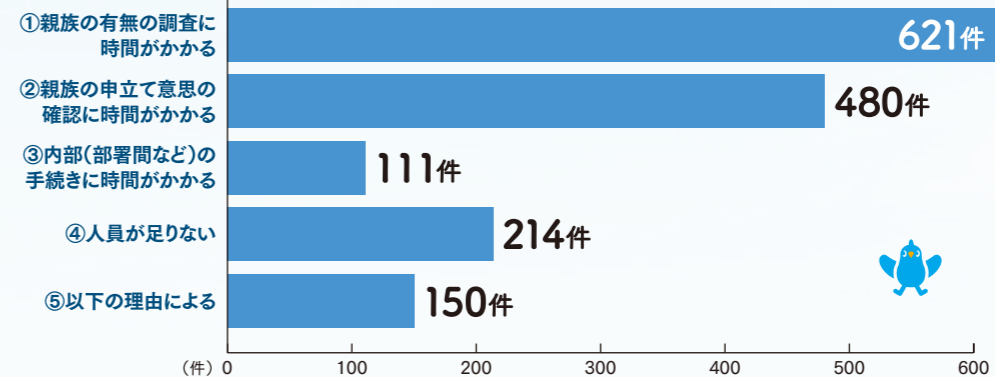


③ 審判申立てまでにかかる日数は、3ヶ月が27.9%、2ヶ月が24.2%ですが、6ヶ月が12.8%もあります。



2. 市町村長申立てに当たり

(3)より短期間で市町村長申立てをするために、障害となる理由は何ですか？(複数回答)

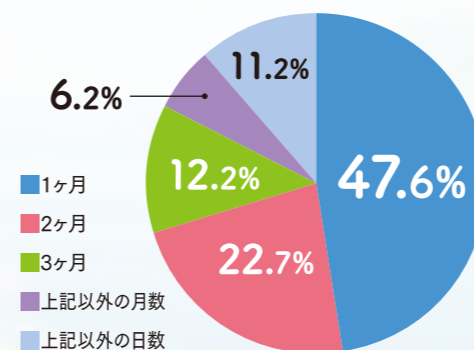


④ 短期間で申立てをするために障害となる理由

親族の有無の調査に時間がかかるというのが回答自治体数の73.2%で、621自治体、親族の申立て意思の確認に時間がかかるというのが、同じく56.6%で480自治体ありました。

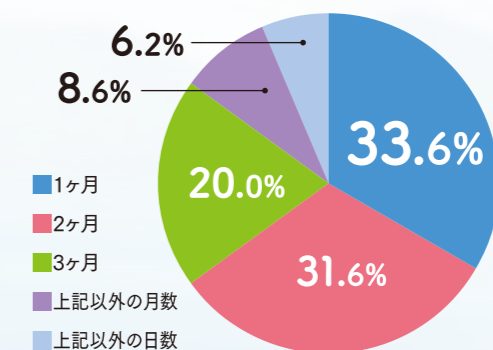
2. 市町村長申立てに当たり

(3)親族の申立て意思の確認にかかる平均月数、日数



2. 市町村長申立てに当たり

(3)親族の有無の調査にかかる平均月数、日数



アンケート調査から
見えてきた課題

① アンケートを実施した平成24年において、市町村長申立てを報酬助成の要件としている自治体は、運用において要件としている自治体を合わせると65.3%にも上ります。

障害者については平成20年3月28日付で、高齢者についても同年10月24日付で、厚生労働省の担当課から、市町村長申立てに限定しない、という事務連絡がなされていますが、未だ改定がなされていない自治体は前述のように半数近く(45.0%と46.5%)に上ります。さらに、そのような事務連絡を把握していない自治体もそれぞれ25.1%と24.9%あります。

また、回答を寄せた自治体の4分の1が事務連絡を知らない状況にあるということが、厚生労働省からの事務連絡の発信過程か、自治体内での情報共有方法に問題があったことが考えられます。よって、自治体の担当者にきちんと伝わり、それに沿った事業がなされているかを検証することも必要ではないでしょうか。

報酬助成は経済的困窮者のための制度なので、未だ市町村長申立てを

要件としている自治体においては、できるだけ速やかに、この要件を見直していただきたいと思えます。

② 市町村長申立てを報酬助成の要件としている自治体が65.3%あることに加えて、そもそも市町村長申立てまでに3か月以上かかっている自治体が全体の56.4%(端数処理により56.3%とはなりません。)あり、迅速性を要する本人の権利擁護のためには、改善する必要があります。さらに、34.5%の自治体が、4親等まで親族の有無の調査を行なっています。これも、平成17年7月29日の厚生労働省の通知で「4親等以内の親族の有無確認作業が極めて複雑であることも要因となつて、市町村長申立てが十分に活用されていない状況」であることから「2親等以内の親族の有無を確認する」よう見直されているはずですが、アンケートの回答からは4親等までの親族調査に時間と労力をかけている自治体の姿も見えてきます。これも、厚生労働省は、その理由を検証するとともに、通知に沿った運用の確認と、通知の徹底を図る必要があるのではないのでしょうか。

③ 報酬助成は経済的困窮者のための制度なのですが、65.3%の自治体で、親族の有無に係る市町村長申立てをその要件としています。さらに、その市町村長申立ても34.5%の自治体が4親等まで

調査するとあるため、迅速な本人の権利擁護のためには使えないものとなっているのではないのでしょうか。未だ市町村長申立てを要件としている自治体においては、できるだけ速やかに、この要件を見直していただきたいと思えます。

私たちにできること

誰にでも利用しやすい成年後見制度にするためには、厚生労働省へ成年後見制度利用支援事業の改善を図るよう要望することは大変重要ですが、地元自治体に直接働きかけることにより、実際にも成果を得ることができた例があります。

市町村長申立てが要件になつている、市町村長申立てには時間がかかる、と諦めずに、自治体の担当者に対して成年後見の現場での窮状を訴え続けるとともに、私たち自身も自治体の抱えている問題を知り、制度利用者の利便性の向上と状況の改善に向けて一歩でも前進するための努力を惜しまないことが肝要です。

黙っていれば、あなたの地元自治体は、「この自治体には成年後見制度を必要としている人はいないので。」と思つてしまうかもしれないのですから。

(田尻世津子)

報告

成年後見法の理想と支援のあり方
メルボルン世界会議報告

2012年10月、メルボルンで開催された成年後見法世界会議に参加しました。オーストラリア大陸の最南に位置するメルボルンは、広大な庭を持つ英国風の建物が続く郊外と近代的な超高層ビルが並ぶ旧市街が共存し、人口密度や犯罪率の低さなどから世界一住みやすい街といわれています。

第2回目となる今回の世界会議では、成年後見に携わる法律・福祉の専門家や研究者ら400名以上が集まり、「後見と国連の

障害者権利条約」というテーマで、障害のある方の自己決定と支援のあり方について、伝統的な成年後見法の考え方と結びつきやすい「代行意思決定」から、条約12条の趣旨から導かれる「支援付き意思決定」への転換が議論されました。

初日(15日)、新井誠教授の日本成年後見法制の現状と支援付き意思決定の解説から分科会が始まり、「支援付き意思決定」の分科会、法的能力と権利制限の関係についての全体会議と続きました。

2日目(16日)午前の全体会議は、条約の適用範囲、意思決定における能力評価の課題を取り上げ、前日に続く「支援付き意思決定」の分科会では、支援付き意思決定のあり方や日本の市民後見人養成に関する報告があり、最終の全体会議では、条約が後見法制に与えた自律と保護のジレンマ、後見という名称自体を維持することの是非、代行意思決定と最善の利益の適用場面など、会議のテーマを締めくくる議論が交わされました。

成年後見支援のあり方については、人の能

力を剥奪して保護するのではなく、真に保護が必要な場合のみ、しかも意思決定に対する制約は必要最小限度に限られるべきであるとして、従来の保護重視の理念から脱却を目指す方向性が2010年第1回世界会議の「横浜宣言」で確認されましたが、財産管理が中心のわが国では、行為能力を一律に制限する後見類型が全体の8割以上を占める状況は変わりません。

条約の趣旨を実現するには、制度の見直しと同時に、私たち自身の意識改革が必要なのは当然です。寄り添い型の支援が理想型であるとして、重度の障害がある方が自己決定の名の下、真に必要な支援が受けられないような事態は避けなければならないとの意見もあります。アメリカ・ワシントンDCで開かれる来年の世界会議では、日本の成年後見の新たな展開を世界に向けて発信できることを願いたいと思えます。(杉山春雄)



相談内容

成年後見人になったら、どんなことをするの?

成年後見制度の利用は年々、増加しています。成年後見人の担い手としては、社会福祉士や司法書士などの専門職も増えていますが、やはりご家族や親族の方が成年後見人になるケースが多いようです。そうした方々は、専門職とは異なり裁判所への報告などの経験もなく、不安を抱えていらっしゃる場合があります。そこで今回は、**成年後見人の仕事**についてご紹介します。



相談者

40代後半
女性の依頼者(以下:相)



回答者

リーガルサポート広報委員
司法書士 常川 郁代さん(以下:回)

どんなことをするのかわからなくて…

私がお答えします!

常生活に介護が必要な場合に介護契約をしてヘルパーさんにきてもらったり、病気になったときに入院の手続きをしたりすることです。

- 相 先日は後見申立の手续、ありがとうございました。昨日、裁判所から**審判書**(※1)という書類が届きまして、無事に母の成年後見人になったようです。
- 回 そうですか、よかったですね。お母様はご近所で一人暮らしをなさっていましたね、あなたが後見人になってくださって、ご安心ですね。
- 相 ありがとうございます。希望どおり成年後見人になれたので一安心ですが、これからどんなことをするのか、ちょっと不安なんです。申立の時に、ひととおり説明頂いたのですが、実はよくわかっていなくて…
- 回 そうですか、それほどご心配なさることはありませんよ。私達、専門職は仕事として成年後見人をやっていますので、やることは認識していますが、一般の方は最初はとまどわれることが多いです。成年後見人の仕事を具体的にお話ししていきますよ。
- 相 お願いします。
- 回 後見人には、「**身上監護**」と「**財産管理**」という仕事があります。まず、「**身上監護**」とは、本人の生活や療養看護についての法律行為の支援です。
- 相 はあ…
- 回 すみません、用語がわかりづらいですね。例えば、本人の日

- 相 ああ、それなら、今もやっています。
- 回 そうですね、ご家族の方は既にこうした支援をなさっていることが多いです。「**身上監護**」とは、本人の希望を尊重しながら快適に生活を続けていけるように必要な手続きをすることです。こうしたことは今までどおりに続けてください。
- 相 わかりました。ただ、私、仕事をしていますので、ヘルパーさんに任せていまして、自分で介護をすることはできないのです。成年後見人になったらそういうわけにはいきませんか?
- 回 大丈夫ですよ。成年後見人の仕事は、法律行為つまり手続きを行うことです。介護したり、付き添ったりといった行為は成年後見人の仕事には含まれていません。もちろんご家族として介護してさしあげることは差し支えありませんが、成年後見人だからといってそうしなければならないということはありません。
- 相 そうですか、安心しました。後は、「**財産管理**」ですか?
- 回 そうですね。「**財産管理**」とは、本人の財産を預って入出金の管理をしていくことです。ご家族が成年後見人となっている場合に大切なのは、自分の財産と分けて管理することです。

- 相 私の財産と母の財産を、ですか?
- 回 そうです、本人の財産については定期的に裁判所へ報告することが義務付けられています。しっかり切り分けておかないと、報告するときに大変ですよ。
- 相 そういえば、昨日の裁判所からの書類の中に、何かを提出するように、と書いてありました。
- 回 それは、初回報告ですね。後見人になって最初に行う仕事です。本人にどんな財産があるのか、どのような収入がどれくらいあって、支出はどれくらいか、調べて報告します。
- 相 財産というのは、現金や預金のことですか?
- 回 そうですね、それ以外にも不動産や株式、保険なども財産として報告します。
- 相 実は、母が〇〇銀行の通帳を失くしてしまって、以前、銀行窓口で再発行をお願いしたら本人でなければダメといわれたんです。
- 回 そういうときこそ、成年後見人となった意味があるのですよ! 成年後見人は、**後見登記事項証明書**(※2)という書類を入手することができます。これは、あなたがお母様の法的な代理人であることを公に証明する書類です。これをもっていけば、通帳の再発行などもあなたがお母様に代わってできますよ。
- 相 そうですか、よかった! 母は足が悪くて外出が難しいのでどうしようかと思ってたんです。

- 回 昨日、審判書が届いたということでしたら3週間程度もすれば登記完了の通知が裁判所から届きます。そうしたら、証明書をとることができます。後見登記事項証明書は、銀行などの手続の他にもいろいろな場面で役に立ちますので、お手元においておかれるといいですよ。
- 相 わかりました。では、まずその証明書を取得して、財産調査をして裁判所へ報告を出すのですね。
- 回 そうです。そして、その後も定期的に裁判所へ財産の状態や本人の生活状況などの報告をしますので、お母様専用の家計簿をつけておくなど、入出金管理を続けていくと後が楽ですよ。
- 相 もし報告を出さなかったら、どうなるのでしょうか?
- 回 報告は必ずしなければなりません。もし報告を怠ると裁判所から催促がきて、それでも提出しないしていると後見人を解任されることもありますので、気をつけてください。
- 相 わかりました。母の財産管理をこまめに行なって、身の回りのことは今までどおりですね。だいたい、成年後見人の仕事のイメージがつかめてきました。
- 回 何かわからないことがあれば、またご相談にいらしてください。それに成年後見人は、裁判所へ直接相談することもできますよ。あまりご心配なさらずに、お母様のために頑張ってくださいね。
- 相 ありがとうございます。



用語解説

※1 審判書

後見申立をした後、家庭裁判所で調査・審理が行われた結果、後見を開始するか、成年後見人を誰にするかを裁判官が判断します。審判書にはその内容が書かれており、成年後見人に特別送達という方法で送付されます。審判書が届いてから不服申立などがされなければ、2週間後に審判内容は確定します。

※2 後見登記事項証明書

後見審判が確定すると、裁判所は後見開始や成年後見人が誰になったか、などを記録するための後見登記を行います。後見登記事項証明書は、これらが記録された後見事務を行う上で必要になる書類です。東京法務局などで取得することができます。



不安や疑問は何でもご相談ください!

「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について」

～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～

基調講演

高齢者虐待の現状

講演者／中井 和博氏(厚生労働省 老健局高齢者支援課)

高齢者虐待防止に向けた法律専門職の役割

講演者／上山 泰氏(筑波大学法科大学院 教授)

パネルディスカッション

高齢者虐待防止に向けた地域連携を考える

コーディネーター

池田 直樹氏(日本高齢者虐待防止学会 理事長)

パネリスト

中井 和博氏(厚生労働省 老健局高齢者支援課)

野本 賢一郎氏(渋谷区高齢者サービス課 主事)

齋藤 修一氏(品川成年後見センター 所長)

川口 純一氏(司法書士)



平成24年11月25日(日)司法書士会館において「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について」をテーマにシンポジウムが開催されました。当日は、連休最終日かつ屋内に入るのが勿体無いような晴天にもかかわらず、多くの方が来場し開会時刻13時にはほぼ満席となる100名以上の参加となりました。

シンポジウムは、当法人理事長松井秀樹氏による挨拶に始まり、前半は厚生労働省老健局高齢者支援課 課長補佐 中井和博氏による「高齢者虐待の現状」及び、筑波大学法科大学院教授 上山泰氏による「高齢者虐待防止に向けた法律専門職の役割」をテーマとした基調講演が行われ、後半はパネルディスカッションとなりました。

まず第一部 基調講演「高齢者虐待の現状」において、平成18年より施行されている高齢者虐待防止法の概要、特色、虐待の対応方法などについて説明の後、当該法に基づく調査結果の報告がありました。施行年度から最新のデータである平成22年度まで、相談・通報件数、虐待と判断された件数とも右肩上がりの状態が続いていますが、それは増加しているというよりは、そうした事実が表にでてきた、それだけ解決に結びついたととらえているというお話でした。ただそうはいつでも、虐待と判断された事件数が施設従事者で96件、家族などの養護者で16668件(平成22年度)という事実に対し、今後も市町村を主体とした体制整備、養護者などに対する支援、成年後見制度利用促進など

も通報や相談に対しては行政が主体となつて、関係者と連携した会議などを活用されているそうです。渋谷区では、高齢者の見守りサポート事業として、高齢者に特化した見守り協力員という制度を設けており、品川区では虐待対象を見守り、高齢者、障害者、配偶者などと分別して縦割組織を廃止して全てに対応できる仕組みを構築している、などそれぞれに工夫した取り組みが行われているとお話がありました。

様々な対応が必要という認識についてもあわせて語られました。次に第二部では、高齢者虐待防止のために法がどのように関わるか、法律専門職がどのような役割を担うのか、についての講演でした。「法は家庭に入らず」とのことわざにあるように、家庭内の虐待はプライバシーの問題もあつて介入が難しく、従来の伝統的な法的対応にはなじまないとの視点から、法律家には無力な面もあるとお話もありました。法的な対応方法として、虐待者に刑事罰を課すような刑法での解決は法的には可能ですが、それで本来の問題が解決するか、ということとそんなことはありません。家族関係の再構築や養護者に対する支援など、福祉的支援が具体的な対応策として必

要です。そのためには行政、関係機関、様々な分野の専門家の連携協力体制が必要であり、法律専門職はその一員として、専門的見地からの助言や虐待の要因である法律問題の解決などの役割を担っている、とお話がありました。

パネルディスカッションでは大阪アドボカシー法律事務所 所長である弁護士 池田直樹氏がコーディネーターを務め、「高齢者虐待防止に向けた地域連携を考える」をテーマに厚生労働省 中井和博氏、渋谷区役所福祉部高齢者サービス課利用者相談係 係長の野本賢一郎氏、品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター所長 齋藤修一氏、リールサポート東京支部長でもある司法書士 川口純一氏らパネリストによる現場の声を交えた意見交換がなされました。

野本氏、齋藤氏からはそれぞれが従事されている渋谷区、品川区での虐待防止のための取り組みが紹介されました。双方と

も通報や相談に対しては行政が主体となつて、関係者と連携した会議などを活用されているそうです。渋谷区では、高齢者の見守りサポート事業として、高齢者に特化した見守り協力員という制度を設けており、品川区では虐待対象を見守り、高齢者、障害者、配偶者などと分別して縦割組織を廃止して全てに対応できる仕組みを構築している、などそれぞれに工夫した取り組みが行われているとお話がありました。

川口氏からは、司法書士が実際に関わってきた事例を含め、虐待防止のために司法書士が取り組んでいることについてお話がありました。東京都では地域ごとにブロックを分け、それぞれに所属する地区リーダーが行政と太いパイプをもって連携しているとのこと。具体的には、虐待についての研修や相談会を行ったり、後見人受任者を確保するため、内部勉強会を行った上で利用受託団を作ったりされているとのことでした。また、行政でのケース会議などにも参加し、

事例検討で法的判断をする際に必要なアドバイスを行ったりと司法書士もこうした分野で幅広く活動されているようです。

来場された方々からは20件以上の質問が寄せられ、全てにお答えすることはできませんでしたが高齢者虐待に対する関心の高さが伺えました。虐待が疑われるがはっきりした証拠がないケースについての質問に対しては、ただちに立入調査をするなどの強硬手段には証拠が必要だが、その前に他の家族やヘルパーさんから情報収集をする、訪問して話を聞く、などソフトな方法から入り判断していくという手順を踏むので、確信はなくてもまずは通報してほしい、との回答がありました。早期発見に対する重要性の認識が感じられます。

高齢者虐待防止法には、虐待者の罰則規定はありません。虐待の発見は虐待者を処罰することが目的ではなく、シンポジウムのサブタイトルのとおり

高齢者が安心して幸せな生活を送れることが目的です。虐待者や家族などの養護者の場合には、虐待の意識がないことが多く「うちは昔からこうです」という養護者もいるそうです。そうした養護者に、認知症や介護度が重くなつたために起きている症状などを理解してもらい、双方に必要な支援を行う、そしてそのきっかけとなる地域住民の見守り、専門家を含めたネットワークの構築が重要であるとのパネリストの皆さんの共通認識が随所に示されたディスカッションでした。高齢者虐待の対応の難しさを肌で感じている方々のより実践的なお話を伺うことができ、非常に有意義な内容となりました。来場者の方々も長時間にもかかわらず、最後まで熱心に耳を傾けておられました。

最後に当法人副理事長 井上広子氏より登壇者、来場者の方々へのお礼と閉会の挨拶がなされ、満場の拍手の中シンポジウムは閉会しました。(つ)

成年後見人はどう行動すべきか

～成年後見人の行動指針を考えよう～

平成25年2月23日(土)、リーガルサポート主催による「後見人の行動指針シンポジウム」成年後見人の行動指針を考えよう」が、司法書士・社会福祉士などの専門職後見人はもとより親族・市民後見人など約140名の参加者のもと、東京・四谷の日司連ホールで開催されました。

開会にあたり、リーガルサポート理事長 松井秀樹氏が開会挨拶で「成年後見制度は、市民後見人育成への取り組みの開始など第2段階に入った。そうしたなかで後見人の行動指針をテーマにしたシンポジウムは日本初」と本シンポジウムの意義を述べた後、基調講演としてリーガルサポート 後見人の行動指針策定委員会副委員長 中西正人氏から本シンポジウムの総論として、1. 後見人の事務の現状において、後見人の事務の指針となるものは民法858条に「成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮」義務が規定されているが、成年後見人の具体的な行動規範が規定されていないことを指摘したうえで、2. 世界の新しい考え方として①イギリス2005年意思決定能力法 ②障害者権利条約

③成年後見制度に関する横浜宣言(2010年10月、成年後見法世界会議)を紹介し、3. 現状の後見事務への問いかけを「私たちが行っている後見事務は、後見制度の基本理念や世界の新しい考え方方に適っているか?」といった観点から、4. 「後見人の行動指針案」の6つの区分(A, 本人との関わり B, 意思決定と代理権の行使 C, 同意権、取消権の行使 D, 本人の生活への配慮 E, 事務の姿勢 F, 法定後見申立や任意後見契約締結にあたって)を委員会案として策定した。これらは「E, 事務の姿勢」のように必ず守らなければならぬものもあるが、多くはこの中の1つでも日頃の後見事務の中で意識し、守ることによってより良い後見事務にすべく提案するものであるとの報告がなされました。

また、同委員会委員の大塚昭男氏からは、各論として前記「6つの区分」のA～Cについて「固定観念を捨て、改めて本人を知り、理解すること」の必要性・重要性などが、同じく委員会委員の南村幸児氏からはD～Fについて「本人の生活を制限・管理するのではなく、自己実現を支援するとの視点」

の必要性などが、それぞれの体験等を交えながら指針案の詳細が報告されました。

基調講演後は、「行動指針を考えよう」というテーマでパネルディスカッションが行われました。

パネラーに大阪大学大学院 国際公共政策研究科教授 床谷文雄氏、リーガルサポート相談役 芳賀裕氏、前述の中西正人氏、大塚昭男氏及び南村幸児氏の5名。コーディネーターとして後見人の行動指針策定委員会委員長 姜信潤氏を含めた6名で議論がなされました。

芳賀氏からは、後見人の行動指針策定委員会が作られた背景について、「公益法人であるリーガルサポートの役割として、我が国の成年後見人の実務に根ざした行動指針を作ることにより、あるべき後見人像を示し、後見人の社会的役割を明確にして成年後見制度をより信頼される制度にすることが目的であり、したがって、行動指針が成案を得られたときは、専門職のみならず、すべての後見人の行動指針とすべきもの」との発言がありました。

また、床谷氏からは「民法858条には旧法になかった「生活」という言葉

があり、これに注目すべきである。「後見」は人を支えるもので民法644条の善管注意義務より広く、財産管理は被後見人の生活・生命の一部に過ぎない。本人の意思・希望にしたがった後見事務を行うことは、民法の規定からもそうしなければならぬと言える。その意味でこの行動指針案は日本法の実情を踏まえ、それを最大限取り入れようとしているように見える。」との発言もありました。

パネルディスカッションの後半は、会場から寄せられた質問に対し各パネラーが答える形で熱心な討議がなされたのち、床谷氏の講評、リーガルサポート常任理事 山崎政俊氏の「本シンポジウムで示した「行動指針案」はまだ「後見人の行動指針策定委員会」の案に過ぎず、今後いろいろな「意見」をいただきながら、リーガルサポートとしての「行動指針案」をまとめていきたい」との閉会挨拶により本シンポジウムは閉会されました。(さ)



公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 編

厚生労働省「市民後見人養成のための基本カリキュラム」対応

市民後見人養成講座



第1巻

(ISBN:9784896288292)



第2巻

(ISBN:9784896288339)



第3巻

(ISBN:9784896288353)

《全3巻》

2色刷

第1巻 定価2,205円(税込)

第2巻 定価2,730円(税込)

第3巻 定価1,785円(税込)



発行:民事法研究会

リーガルサポートの新パンフレット&リーフレットが完成しました!!



まだご存じになっていない方はぜひチェックしてください!

リーガルサポート各支部で手に入ります!



[リーフレット] A4三つ折り オールカラー



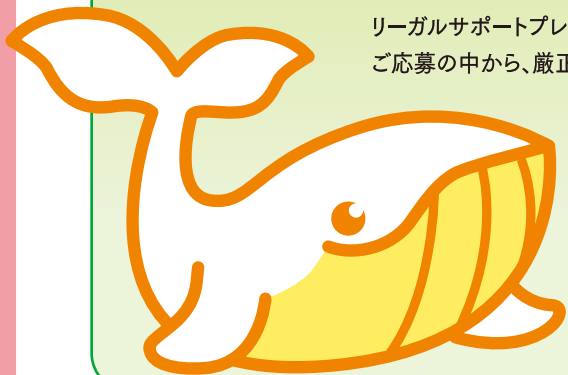
[パンフレット] A4 16P オールカラー



リーガルサポート
新キャラクターの

ネーミングが決定しました!

リーガルサポートプレスVol.2と当サイト上で行われた「新キャラクターネーミング募集」に寄せられた830件のご応募の中から、厳正なる選考の上決定させていただきました。たくさんのご応募、誠にありがとうございました。



エールくん

ネーミングの由来

「ホエール(くじら)」と、
”応援する”という意味の
「エール」をかけて

ホットちゃん

ネーミングの由来

相談した際に「ほっと」する
サポートを行うことから



採用された方の発表は
賞品の発送をもって
代えさせていただきます

編集後記

ひょんなことからLegal Support Pressの編集作業に携わるようになったものの、私自身本業は司法書士で、何人かの方の成年後見人にも就任しています。ただ、司法書士成年後見人としての目線はどうしても財産管理に向きがちなため、ご本人の病状や生活についての理解が足りないことを自覚していたところ、書店で何気なく手に取った「脳から見た認知症 - 不安を取り除き、介護の負担を軽くする(伊古田俊夫 著、講談社ブルーバックス)」を読み、「目から鱗」の思いでした。著者の伊古田俊夫氏は脳

神経外科医で、札幌市の北海道勤労者医療協会 勤医協中央病院 院長をなさりながら、「認知症サポート医」として認知症の治療や相談等に日々対応されているとのこと。恥ずかしながら「認知症サポート医」という制度があることも知らなかったのですが、認知症になった「そのとき、脳がどうなっているのか」や「認知症とはどういう病気か」、さらには「患者の日常と向き合う - 治療とリハビリテーション、日々の暮らし」、「認知症の人とともに暮らす時代」についての伊古田先生の豊富なデータや事例に基づいた記述に圧倒され、もっと自分も勉強しなければ・・・と思った次第です。(さ)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-0726
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7773 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-30-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

リーガルサポートのホームページに
音声読み上げ機能が追加されました!

